

感染症対策基本方針

I. はじめに

弊社は「BCP（事業継続計画）（2014 年 10 月作成・2020 年 5 月改訂）」を定めており、本書において感染症に備えた平時からの取組みと発生時の感染拡大防止を明確化し、感染症に適切に対応しながら必要な業務を継続できるよう備えております。

II. 行動指針

（１）職場における感染症のリスクを減らし、従業員とその家族、協力業者様の健康を守るために、感染症について教育を行うことで意識を高め、全社で取り組める予防活動を実施いたします。

（２）感染症が発生した場合でも、速やかな感染拡大防止策により、業務への影響を最小限にして、安全・品質・工期遵守・サービス供給責任を果たし、お客様からの信用を守ります。

（３）感染症をお客様や地域に広げないようにして、社会的に責任を果たします。

III. 具体的取り組み

（１）各現場においては、政府・都道府県・所属団体の指針及び業種別ガイドラインを遵守し行動します。

（２）産業医と連携し、感染対策・感染予防策の実行等に係る方針や意思決定方法等について検討する体制を整備し行動します。

IV. 従業員等の感染防止策

（１）出勤・通勤

必要に応じた在宅勤務を推奨し、混雑する公共交通機関の利用を避けます。

自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認します。

（２）対人距離の保持

人と人との距離をできるだけ２メートルを目安に（最低１メートル）保てるよう人員配置を行います。また飛沫感染防止のため仕切り板等を設置するなど工夫します。

（３）手洗い・咳エチケット等の励行

従業員に対し、入室時等定期的な手洗いと手指消毒を徹底します。

業務従事中はマスクなどの着用を徹底します。

（４）清掃・消毒・換気

ドアノブ・電気のスイッチ・手すり・共有のテーブルや椅子などの共有設備について、定期的に清掃・消毒を行います。

建物全体や個別の作業スペースの換気を１時間おきに５分程度行います。

（５）外部関係者様のオフィスへの入館

取引先様等外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、従業員等に準じた感染防止対策を求めさせていただきます。

（６）従業員に対する感染防止策の啓発等

毎朝検温を実施し記録を残します。少しでも体調に不安がある場合は休むよう指示します。
勤務中に体調が悪くなった場合は、必要に応じ直ちに帰宅させるなどの速やかな措置を講じます。

（７）会議・イベント等

社内の会議やイベントは、時間・人数制限やオンラインで行うことを検討します。

社外の会議やイベントや研修などについては、参加の必要性をよく検討したうえでマスクの着用等感染防止策を徹底し参加します。

飲食を伴う会食については、４名以下で実施します。

V. 感染者が確認された場合の対応

保健所・医療機関等各機関の指示に従います。

感染者の行動範囲を踏まえ、各機関の指示のもと、感染者の勤務場所の消毒、同勤務場所の勤務者に自宅待機を検討します。

感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱います。
オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、個人情報に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行い実施します。

感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行います。

以上

2020 年 11 月 18 日

東京都西東京市田無町 1-12-6

三和建装株式会社

代表取締役社長 中 衆司